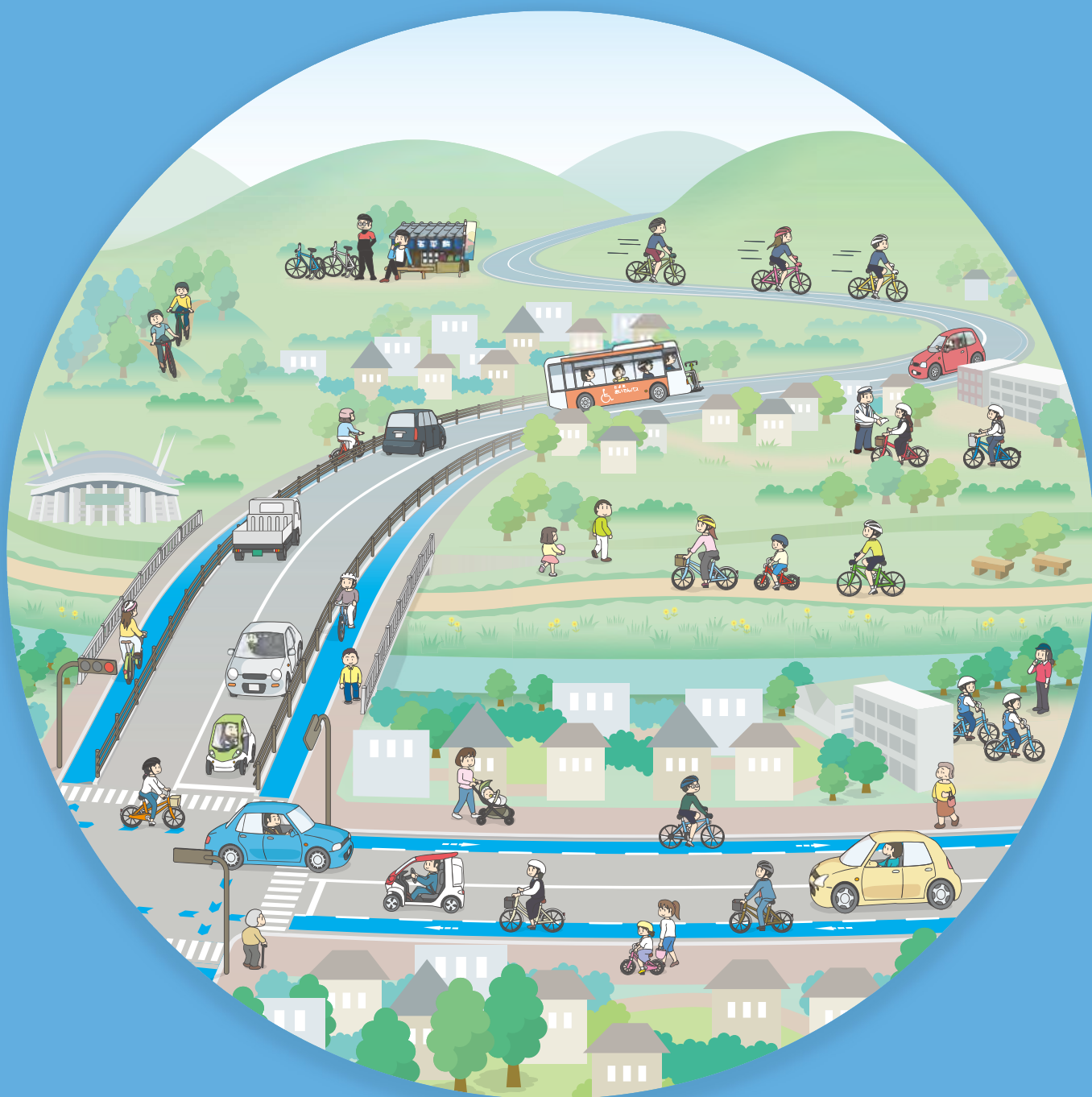




とよた快適自転車プラン

～豊田市自転車活用推進計画～
〈概要版〉

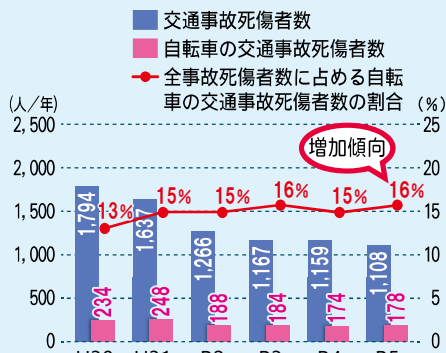


● 豊田市の自転車に関する現状

豊田市の策定した、平成27年「自転車利用環境整備計画」、令和2年「自転車活用推進計画」の総合的な取組により、自転車交通事故死傷者数は年々減少しております。しかし、市内全事故に占める自転車事故の割合は、近年増加傾向にあります。また、日常の移動交通手段として、比較的短距離の移動においても、自動車がよく使われています。

交通事故死傷者数の推移

市内全事故に占める自転車事故の割合は、近年増加傾向にあります。

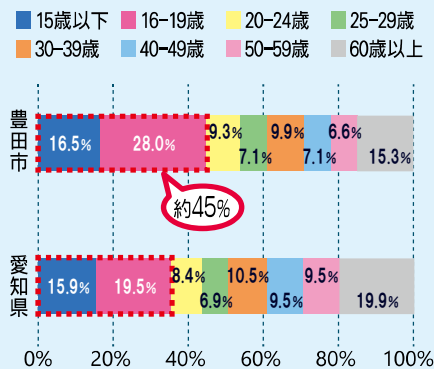


交通事故死傷者数の推移

※出典：愛知県警から提供された事故統計データを基に豊田市が作成

年齢別の自転車事故の状況

若者の自転車交通事故が多い状況です。

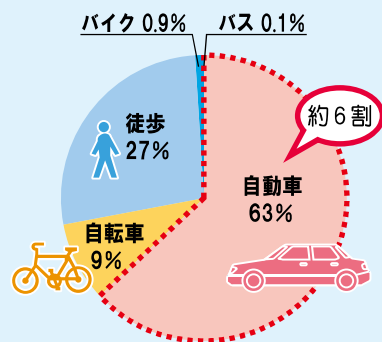


年齢別みた自転車の交通事故発生状況

※出典：愛知県警から提供された事故統計データを基に豊田市が作成（令和5年）

移動交通手段の割合

比較的短距離の移動においても、自動車がよく使われています。



5km未満の移動での代表交通手段の割合

※出典：H23中京都市圏総合交通体系調査（豊田市パーソントリップ調査）報告書を基に豊田市が作成

● 国の動き

身近な交通手段である自転車の活用について、環境負荷の低減、災害時における交通機能維持の有効性、健康増進など様々な場面での利用価値が高まっています。

平成29年5月、「自転車活用推進法」が施行されました。

平成30年6月、「自転車活用推進計画」が閣議決定されました。

令和3年5月、「第2次自転車活用推進計画」が閣議決定されました。

自転車の総合的かつ計画的な推進のため、「自転車の役割拡大」、「サイクルスポーツ・健康」、「サイクルツーリズム」、「安全安心」の4つの目標を掲げ、施策が進められています。

令和6年6月、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」が改定されました。

● 豊田市の動き

令和2年4月、「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を施行しました。

1

自転車交通安全教育の充実

市の責務として、自転車利用者への教育及び啓発の機会を充実させる

2

自転車利用時の交通ルールの遵守

自転車安全利用五則をはじめ、自転車交通ルールを守る

3

全年代におけるヘルメット着用の促進

着用の努力義務規定を明記

4

自転車損害賠償保険等の加入促進

加入義務規定を明記

5

自転車安全利用推進強化地区の指定

自転車利用者への教育・啓発を重点に行う中学校区を指定

●これまでの取組と評価

既往計画

「**豊田市自転車利用環境整備計画**」（平成27年5月策定）

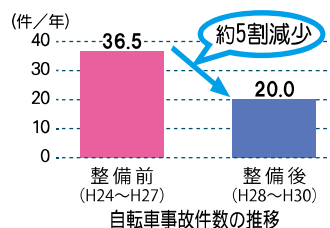
「自転車通行空間の整備」、「ルールへの周知・マナーの向上」、「自動車から自転車への転換」の3つの施策を実施しました。

空間づくり

自転車通行空間（約28.9km）を整備。



▲整備路線の状況（（都）大林豊栄線）



自転車事故件数の推移

※自転車通行空間整備済み路線（約23.4km）を対象
※出典：愛知県警から提供された事故統計データを基に豊田市が作成

- ・整備前後で、自転車事故が約5割減少しました。
- ・自転車通行空間の遵守率及び快適性の向上が必要です。

意識づくり

小中高の児童、生徒を中心に、自転車ルールの啓発活動、交通安全講習を実施。



▲高校生による啓発活動



▲VR体験による啓発活動

- ・一般の自転車利用者やドライバーに対する啓発や周知が不足しています。

仕組みづくり

自転車の利用促進に関するPRを実施。



▲イベントでの自転車利用PR



▲エコ交通出前教室の様子

- ・通勤時の自転車利用促進に向け、企業との更なる連携が必要です。

これまでの取組

評価

●これらを踏まえ、「とよた快適自転車プラン」を改定しました。

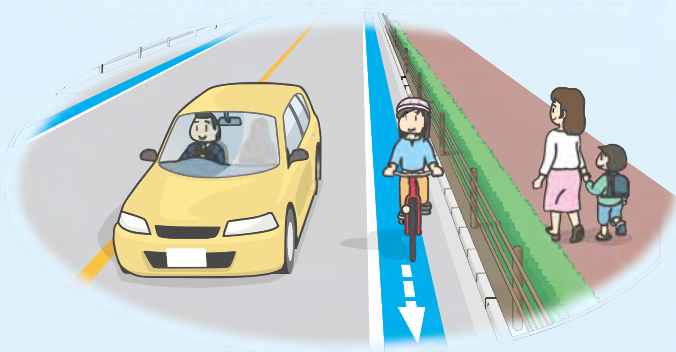
計画の改定

「**豊田市自転車活用推進計画**」（令和2年12月策定・令和7年3月改訂）

目指す姿：「だれもが安全で快適に楽しく自転車につながるまち 豊田」

●計画改定のポイント

- 自転車交通事故の更なる削減。
- クルマと自転車のかしこい使い分けが可能な交通社会を目指す。



○ 計画期間

本計画の期間は、令和2年度から令和9年度末までの8年間です。

令和2年度



自転車活用
推進計画

令和6年度末



3年間
延長

令和9年度末



○ 目標指標

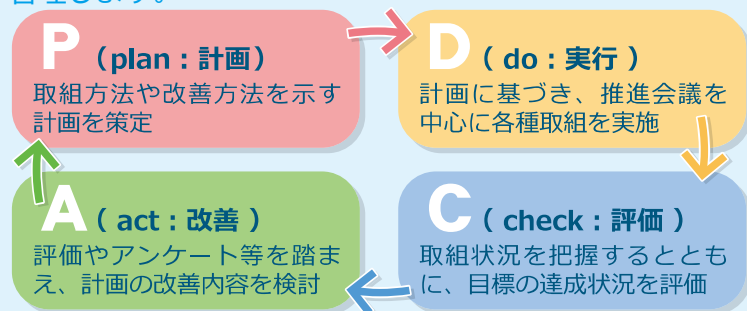
本計画を継続的に推進するため、基本方針に基づき、以下の通り目標指標を設定します。

目標指標名	当初 (R2 計画策定時)	現況値 (R5 時点)	目標値 ^{※1} (R6 時点)	目標値 ^{※2} (R9 時点)
①自転車の交通事故死傷者数	281 人 (平成 28 ～ 30 年平均)	178 人 (令和 5 年)	約 2 割削減 (220 人)	約 4 割削減 (170 人)
②外出する際、自転車を利用できる市民の割合	30.4% (平成 30 年)	31.1% (令和 5 年 市民意識調査)	現状維持	現状維持 (R6 の目標値を継続)
③市民意識調査による「歩行者や自転車利用者にとって安全で快適な道路が整っているまち」として満足する市民の割合	23.8% (平成 28 年)	25.3% (令和 5 年 市民意識調査)	約 3% 上昇 (27%)	約 3% 上昇 (27%) (R6 の目標値を継続)
④自転車損害賠償保険加入率	68.4% (令和 2 年 E モニター)	75.2% (令和 5 年 市民意識調査)	向上	向上 (R6 の目標値を継続)
⑤放置自転車撤去台数	1,896 台 (平成 28 ～ 30 年平均)	1,106 台 (令和 5 年度)	約 2 割削減 (1,600 台)	約 6 割削減 (850 台)
⑥豊田警察署管内の自転車乗車用ヘルメット着用率	—	14.2% (令和 6 年) ^{※3}	—	約 16% 上昇 (30%)

※1：R2計画策定時の目標、割合は当初（R2計画策定時）に対する値 ※2：計画改訂後の目標、割合は当初（R2計画策定時）に対する値 ※3：R5の調査実績が無いため、R6調査実績を記載

○ 計画の評価・取組体制

本計画の目標達成のために、PDCAサイクルを導入し、継続的な計画の推進を図ります。なお、計画の推進に当たっては、学識経験者、警察、民間企業、行政、学校、道路利用者、交通事業者で組織する「豊田市自転車活用推進会議」が中心となり、取組の進捗状況や効果・課題等を把握しながら進捗を管理します。



豊田市自転車活用推進会議

「豊田市自転車活用推進計画」の継続的な推進を図る

行政	学校	警察
学識経験者	民間企業	
道路利用者	交通事業者	

○ 自転車も交通ルールを守って安全な通行に心掛けましょう！

豊田市 自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例 のポイント

自分を 守ろう

自転車に乗るときは、自分の身を守るため大人も子どももヘルメットを着用しましょう。

自転車を 守ろう

自転車を定期的に点検・整備をして、大切に乗りましょう。もちろんカギかけも忘れずに。

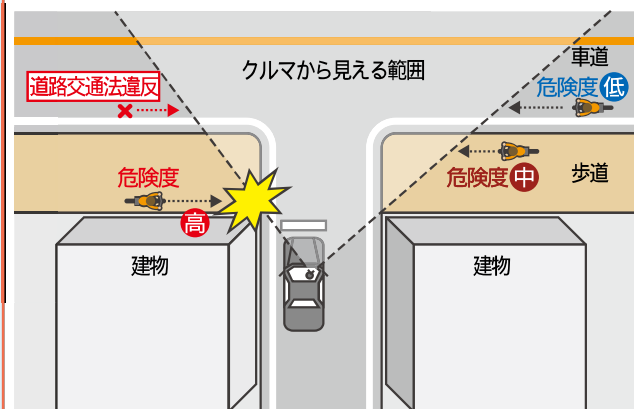
みんなを 守ろう

自転車は車両の仲間。自転車も交通ルールを守りましょう。

事故の加害者になった際に、多額の賠償請求を負う事例が多く発生しています。

自転車損害賠償保険等の加入が必要です(義務)

- 歩道を通行する自転車は、脇道から進入するクルマからの死角になりやすく、車道通行に比べて出会い頭事故の危険度が高まります。



◆ お問い合わせ ◆

豊田市 建設部 建設企画課
〒471-8501 豊田市西町3-6 0

【電 話】0565-34-6682

【FAX】0565-31-3540

【E-mail】kensetsukikaku@city.toyota.aichi.jp

令和2年12月策定
令和7年3月改訂

目指す姿

「だれもが安全で快適に楽しく自転車でつながるまち豊田」

目標

自転車ネットワーク路線の質の向上

I 空間づくり

子どもから大人まで通行ルールの共通認識が持てる啓発・教育の充実

II 意識づくり

クルマから自転車への転換を促し、楽しく自転車を利用できる取組の推進

III 仕組みづくり

目標
I

空間づくり ～自転車事故の削減～

措置1) 効果的・効率的な自転車通行空間の延伸

・整備済路線との連続性、安全性向上等の視点による自転車通行空間の延伸

：自転車道（図中は整備済み区間）



完成形態

縁石や柵等の工作物によって、車道、歩道と分離された空間です。
〔出典〕安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（国土交通省・警察庁）

※上記以外に「車道混在」の完成形態もあります。

：自転車専用通行帯（自転車レーン）



交通規制により車道内に自転車専用の車線を設け、自転車と自動車とを分離します。

：車道混在



車道内に自転車の通行位置を明示し、自動車に自転車の通行を注意喚起します。

これまでに整備した路線（暫定整備）

：歩道活用



歩道を通行する場合は、車道寄りを徐行しなければなりません。

措置2) 道路整備に合わせた自転車通行空間の確保

- ・自転車道、自転車専用通行帯等の完成形態を前提とし、道路整備に合わせ自転車通行空間の整備を推進

措置3) サイクリングロードの整備推進

- ・豊田安城サイクリングロードの走行環境整備を検討（愛知県・豊田市）
- ・矢作川高水敷のサイクリングロードの整備を推進



▲サイクリングロードの整備イメージ
〔出典〕豊田市矢作川河川環境活性化プラン

措置1) 整備後の課題や利用者の声をふまえた自転車通行空間の改善

- ・整備済路線の安全性等の向上に向けた追加対策の実施



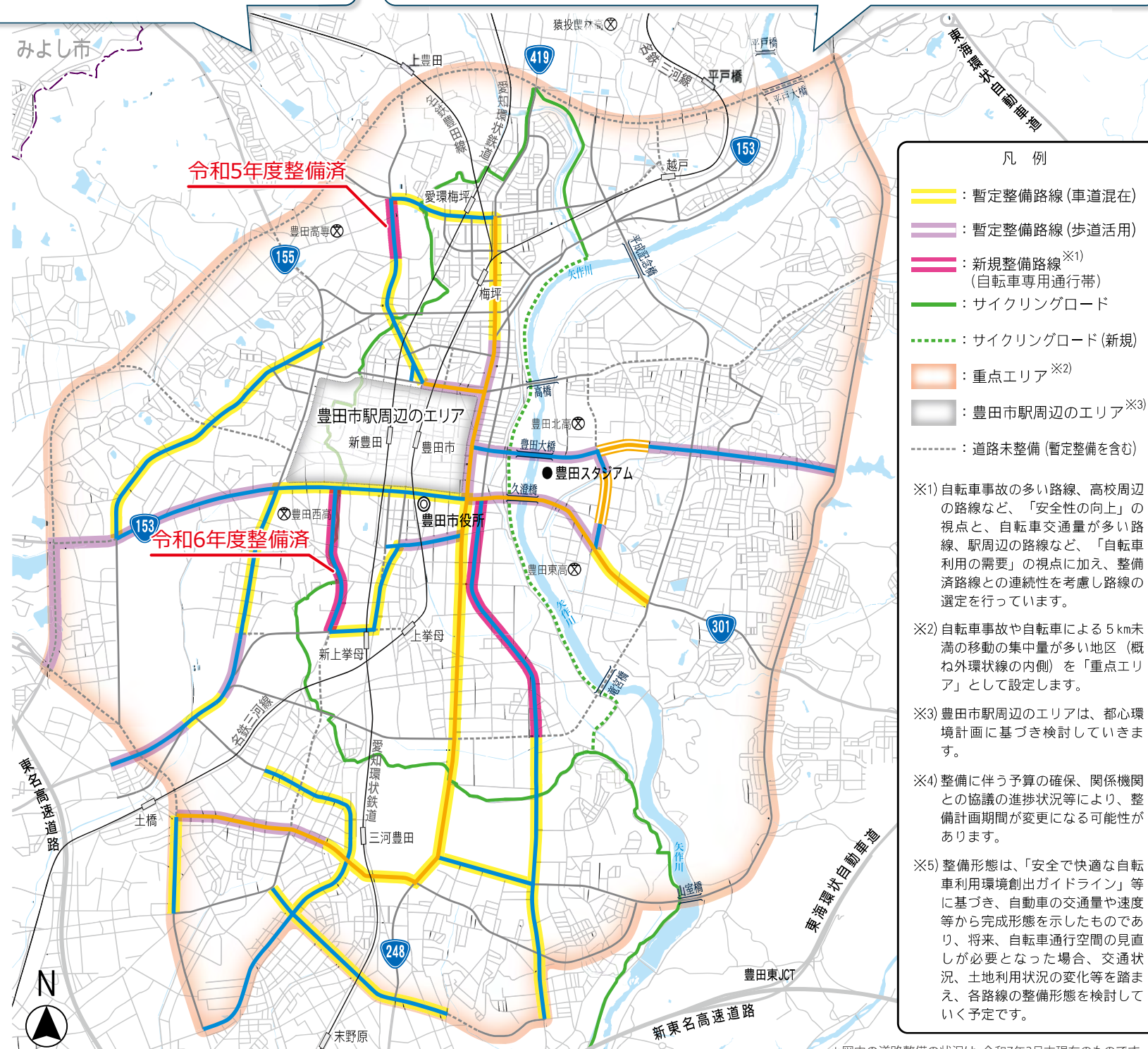
▲車道端部の構造を自転車走行に配慮し改良した案
〔出典〕東京都建設局新技術情報データベース

取り組むべき施策①

取り組むべき施策②

自転車ネットワーク路線の安全性・快適性の向上

自転車通行空間の改善



凡 例

- ：暫定整備路線（車道混在）
- ：暫定整備路線（歩道活用）
- ※1）新規整備路線（自転車専用通行帯）
- ：サイクリングロード
- ：サイクリングロード（新規）
- ※2）重点エリア
- ※3）豊田市駅周辺のエリア
- ：道路未整備（暫定整備を含む）

※1）自転車事故の多い路線、高校周辺の路線など、「安全性の向上」の視点と、自転車交通量が多い路線、駅周辺の路線など、「自転車利用の需要」の視点に加え、整備済路線との連続性を考慮し路線の選定を行っています。

※2）自転車事故や自転車による5km未満の移動の集中量が多い地区（概ね外環状線の内側）を「重点エリア」として設定します。

※3）豊田市駅周辺のエリアは、都心環境計画に基づき検討していきます。

※4）整備に伴う予算の確保、関係機関との協議の進捗状況等により、整備計画期間が変更になる可能性があります。

※5）整備形態は、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」等に基づき、自動車の交通量や速度等から完成形態を示したものであり、将来、自転車通行空間の見直しが必要となった場合、交通状況、土地利用状況の変化等を踏まえ、各路線の整備形態を検討していく予定です。

※図中の道路整備の状況は、令和7年2月末現在のものです。

取り組むべき施策①

自転車の交通ルール（自転車安全利用五則等）の普及啓発の強化

措置 1) 自転車利用者、ドライバーへの啓発活動

- ・ 高校生・通勤者をターゲットとした啓発活動



▲街頭での啓発活動



▲高校での啓発活動



▲愛知県警によるモデル走行

措置 2) 自転車の交通ルールの周知

- ・ 自転車安全利用に関するリーフレット等の作成・配布

措置 3) 自転車安全利用推進強化地区の指定

- ・ 自転車の事故や交通量が多い地区で重点的な啓発実施



▲高校での啓発活動



▲愛知県警による啓発活動



▲各種啓発広報チラシ

取り組むべき施策②

子どもから大人まで段階的かつ体系的な安全教育の充実

措置 1) 交通安全学習センター施設内及び出張による交通安全講習の実施

- ・ 小学4年生の施設内の交通安全講習実施及び中学1年生・高校1年生の出張講習実施
- ・ 企業や地域を通じ、大人、高齢者、外国人に対する積極的な受講呼びかけ



▲交通安全学習センター施設内講習の様子（過年度実施イメージ）



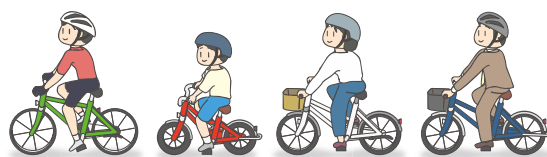
▲センター施設内の様子

取り組むべき施策③

自転車利用者の安全・安心に向けた取組の促進

措置 1) 自転車保険加入の促進

- ・ 学校、企業等と連携した意識啓発の実施



措置 2) ヘルメット着用の促進及び自転車の点検・整備の促進

- ・ 講習や自転車購入等の様々な機会を通じた啓発実施
- ・ ヘルメットの購入に対する補助制度の実施

仕組みづくり ～自転車利用の促進～

取り組むべき施策①

自転車に乗る際の安全確保と、自転車利用の促進を図る。

措置1) あいちエコモビリティライフ推進協議会との連携による市内企業及び市民へのモビリティマネジメントによる自転車利用のPR実施

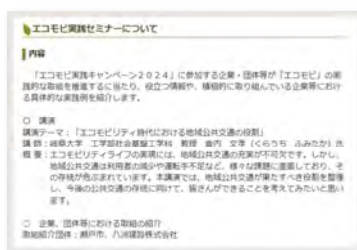
- ・あいちエコモビリティライフ推進協議会が実施するエコモビ事業のうち特に自転車の利用にかかる内容について市ホームページ等で紹介
- ・自動車から自転車への転換促進に「とよたSDGsポイント」等の活用を検討



▲エコモビ事業



▲エコモビ実践キャンペーン



▲エコモビ実践セミナー



▲とよたSDGsポイント制度

措置2) 公共交通と連携したおすすめポタリングコースのPR及び自転車イベントの支援

- ・公共交通と連携したポタリングコースのPR
- ・おいでんバスへの自転車積載用ラック設置検討
- ・民間主体の自転車イベントの支援



▲導入事例



▲イベントイメージ
(写真提供：豊田市公園緑地つかう課)

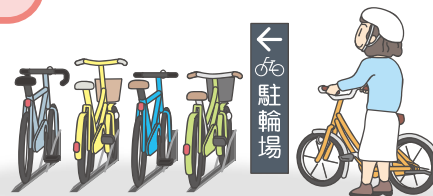
措置3) サイクリングロードの整備推進 ※再掲

取り組むべき施策②

自転車の安全な利用を促進し、健康な生活を送る。

措置1) 自転車利用の健康効果の周知

- ・企業や学校などと連携し普及啓発



措置1) 市営駐輪場の設置・指定管理による管理

- ・駅周辺の再整備に伴う適正な駐輪場整備

措置2) 自転車等放置禁止区域内等の放置自転車等の撤去及び返還・処分

措置3) 駐輪場利用及び自転車等放置禁止区域の周知徹底

取り組むべき施策③

良好な駐輪環境の確保



▲適正な駐輪場整備



▲撤去自転車のリサイクル



▲周知のための啓発チラシ